

〈資料〉

審議・会議等に係る資料

第1節 協議会に係る資料……………84 p

第2節 用語一覧……………87 p

審議・会議等に係る資料

第1節 協議会に係る資料

(1) 鹿嶋市地域自立支援協議会

① 設置規則

○鹿嶋市地域自立支援協議会設置規則

平成19年5月25日

規則第29号

改正 平成25年3月29日規則第21号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3に基づき障がい者施策の実施にあたり，関係機関，関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉，医療，教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者並びに市（以下「関係機関等」という。）が連携し相談支援の円滑な推進を図り，地域における障がい児及び障がい者の福祉の向上を図るとともに，関係機関のネットワークの構築強化のため，鹿嶋市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平25規則21・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は，障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりの強化及び地域福祉サービスの推進を図るため，次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市の相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び法第88条に基づく障害計画（以下「障がい福祉計画」という。）の策定に関すること。
- (3) 前号に規定する障がい福祉計画の進行管理，評価等に関すること。
- (4) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (6) 障がい者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (7) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (8) その他必要と認められる事項

（平25規則21・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は，会長，副会長及び委員15人以内をもって構成し，別表に掲げる関係機関等の代表者の中から市長が委嘱し，又は任命する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長は、副会長1人を指名する。
 - 4 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の委嘱の資格に変更を生じたときは、任期にかかわらず委員の職を失うものとする。
- (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、第2条に定める協議事項に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、次条に規定する専門部会を置くことができる。

(平25規則21・一部改正)

(専門部会)

第6条 専門部会の構成員は、各事案ごとに、関係機関等のうちそれぞれの長が推薦する者並びに障がい者及びその家族の代表者等をもって組織する。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選によってこれを定める。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 部会長は、必要に応じて部会員以外の関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(平25規則21・全改)

(守秘義務)

第7条 協議会及び専門部会の構成員は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(平25規則21・一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課が行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平25規則21・一部改正)

審議・会議等に係る資料
第1節 協議会に係る資料

関係機関等
権利擁護関係者
相談支援事業者
保険医療機関
福祉サービス事業所
障がい当事者及びその家族並びに障がい当事者団体
企業・就労支援機関
障がい者等の教育機関
高齢者介護等の関係機関
学識経験を有する者
その他市長が必要と認める関係機関等

② 委員名簿

	所属機関	氏 名	所 属・役 職 等
1	福祉サービス事業所	小岩井 雅彦	社会福祉法人すはま会
2	〃	星 野 寛 朗	社会福祉法人誠仁会 地域活動支援センターメイプル ・就労支援事業所マルシェ
3	相談支援事業所	市 村 彰 伸	社会福祉法人鹿島更生園
4	福祉サービス事業所	千 葉 桂 資	社会福祉法人みのり会 中台育心園
5	〃	五十嵐 千 晶	特定非営利活動法人だいち 鹿嶋事業所
6	障がい当事者団体	石 津 初 美	鹿嶋市身体障害者福祉協議会
7	〃	岩 下 みち子	潮来地方家族会
8	〃	今 泉 弥 生	茨城県立鹿島特別支援学校PTA鹿嶋支部
9	企業・就労支援関係	兜 明 美	ハローワーク常陸鹿嶋
10	医療・保健関係者	野 澤 由美子	茨城県潮来保健所
11	障がい等の教育機関	宗 次 直 巳	鹿嶋市教育委員会
12	学識経験を有する者	荒 原 稔	民生委員
13	〃	椎 木 久 夫	茨城キリスト教大学 教授
14	〃	三 藤 笑 子	ボランティア
15	権利擁護関係者	大 川 文 恵	社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会

第2節 用語一覧

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけを行い、情報・支援を届けるプロセス（p36）

アクセシビリティ

近づきやすさや利用しやすさなど支障なく使うことのできる度合の意味（p32）

茨城県手話言語条例

手指動作などにより、聴覚に障がいのある方の意思疎通に使われる視覚言語である手話を普及するために、茨城県が制定した条例（p21）

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師等が、経管栄養やたんの吸引等の日常的・応急的に行う医療行為を伴う支援（p21）

か行

介護給付

障がい福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所、生活介護など居宅や通所施設、入所施設において、介護の支援を受けるサービス（p23）

介護予防事業

介護の支援が必要となる状態を予防することを目的とした講座や講演会、専門職による相談等を行う事業（p39）

基幹相談支援センター

地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障がいの種別（身体・知的・精神等）や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う。また、適切な支援を行うために、関係機関との連携や研修等による相談員の資質の向上を担う機関（p36.）

訓練等給付

障がいのある人に、自立した社会生活を送るために必要な、就労支援などの訓練の機会を提供するサービス（p23）

合理的配慮

障がいにより、日常生活や社会生活において受ける様々な制限（社会的障壁）を取り除くために、過度な負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じ、必要な便宜を提供すること（p26）

心のバリアフリー

交通機関や施設等における物理的バリアフリーだけでなく、各々の心身の特性や様々な考え方を相互に理解し、支え合うことで、障壁を取り除く配慮を行うこと（p26）

さ行

社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とし、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住み慣れたまちで安心して生活することのでき

る「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行う、民間の営利を目的としない組織（p27）

重症心身障がい者（児）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態（p42）

障がい者虐待防止センター

養護者や障がい者福祉施設従事者、使用者等による障がい者虐待の通報・届出の受理、相談や指導、広報・啓発等の業務を行う機関（p31）

障がい者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となり、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組みを展開する。（p26）

生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称（p41）

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力の不十分な方に対し、財産管理や身上監護についてや、契約等の法律行為について意思決定を支援する制度（p32）

SNS

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス（p29）

た行

地域活動支援センター

障がい者の日中の活動をサポートする機関で、創作・生産活動、地域交流など地域生活を支える多様なサービスを提供する。（p35）

地域共生社会

すべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会。または、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みの構築を目指す考え方（p2）

地域自立支援協議会

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織（p6）

地域包括ケアシステム

高齢者や障がい者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた生活支援サービスを継ぎ目なく、連続的かつ包括的に日常生活圏域で、適切に提供をしていく仕組み（p34）

地域包括支援センター

介護保険法で定められた高齢者の生活を総合的に支えていくための機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの職員が配置されている。（p33）

な行

ニッポン一億総活躍プラン

一億総活躍社会（誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会）を目指し、国

が策定した計画（p2）

ノーマライゼーション

障がいを持つ者と持たない者とは、平等に生活する社会を実現させる考え方（p35）

は行

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。職業紹介事業などを行う国が所管する機関（p46）

パブリックコメント

市の基本的な計画や条例などを策定する過程において、事前にその案を公表し、広く市民から意見を伺い、それらを考慮して計画や条例案の最終的な決定をするとともに、寄せられたご意見に対する市の考え方を公表する一連の手続き（p6）

避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方（p50）

や行

ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人を使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの（p51）

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（p29）

ら行

レスパイト

“一時休止”や“休息”という意味を持ち、介護者の疲労の蓄積や冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に、施設等への通所や入所によって、介護者を一時的に介護から解放し、リフレッシュや休息をとることで、介護者の負担軽減を目指す仕組み（p39）

第2期 21 かしま障がい者プラン

発行年月：令和3年3月

発行編集：鹿嶋市健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 障がい福祉グループ

所在地：〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

電話：0299-82-2911(代表)